

輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書

平成 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

○○税関長 印

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づく平成年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理 No. - ）について、下記のとおり受理するので、同条第3項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No.」により管理されます。

記

○ 輸出差止申立てが効力を有する期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで